

第15回会議 **提案事項** **別紙**

西伯町・会見町合併協議会

平成15年11月12日

2 町の施策の調整方針について (教育部会 社会体育業務)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 体育指導委員 (担当課)	教育委員会	教育委員会		
定員 (根拠法令)	8名 選出方法 地区推薦6名、町推薦2名	6名 選出方法 町選出	・両町からの人数調整 ・選出方法の違い	・合併時に12名(1/1,000人)とする
*参考 現員(女性)	8(2) スポーツ振興法 西伯町体育指導委員に関する規則	6(2) スポーツ振興法 会見町体育指導委員に関する規則		
報酬 (根拠法令)	28,000円×8名 年報酬(年度末支給) 西伯町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例	28,000円×6名 年報酬(年度末支給) 会見町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例		・報酬については総務企画部会で 全体の報酬審議の中で決定する
旅費 (根拠法令)	一般職員の例による 西伯町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例	一般職員の例による 会見町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例	・対象となる研修会等の調整 (対象となる研修会等は両 町同一)	・西伯町の例による
費用弁償 (根拠法令)	旅費以外はなし	旅費以外はなし		両町の制度を継続する
2. スポーツ振興審議会委員 (担当課)	教育委員会	教育委員会		
定員 (根拠法令)	・7名以内 学識経験者 5名以内 関係行政機関職員 2名以内	・7名以内 学識経験者 5名以内 関係行政機関職員 2名以内	・同類の会との調整 ・活動内容の調整 ・人数調整	合併時に7名以内とする ・内2名以上を女性とする ・関係行政機関職員委員は廃止す る
*参考 現員(女性)	0(0) *現在委嘱を行っていない	7(0)		
報酬 (根拠法令)	会長 5,600円、委員 5,400円 行政機関職員を除く 会議出席者に支給 西伯町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例	5,200円 行政機関職員を除く 会議出席者に支給 会見町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例	・支払方法、金額の調整	・報酬については総務企画部会で 全体の報酬審議の中で決定する

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
3. 部落体育委員 (担当課)		教育委員会		
定員 *参考 現員(女性) (根拠法令)	該当なし (各地区で世話役を選出)	・22名 各部落から1名選出	・必要性 ・定員数について	各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・平成17年度以降は廃止する
報酬 (根拠法令)	該当なし	22(0)		
3. 部落体育委員 (担当課)				
社会体育関係団体				
1. 体育協会 (担当課)	教育委員会	教育委員会		
事務局 (根拠法令)	教育委員会内	教育委員会内		両町の制度を継続する 体育協会本部は統合する
部数・種目 (根拠法令)	・10部 野球 ゲートボール バトミントン 陸上 ゴルフ バレーボール グラウンドゴルフ バスケットボール サッカー ウォーキング	・8部 野球 ゲートボール バトミントン 陸上 ゴルフ バレーボール グラウンドゴルフ、 ソフトボール	・種目の調整 ・旧町単位に分けるかどうか	・各部は統合するが、チーム編成、活動、運営については新町で個別に調整する。 ・旧町にない種目については、全町を対象とする

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
町補助金 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 750,000円 各部活動費として(配分の内訳については以前にスポーツ審議会で決定) 体育協会会計に納入 野球 277,500円 ゲートボール 111,200円 バトミントン 83,600円 陸上 42,500円 ゴルフ 10,000円 バレーボール 40,000円 グラウンドゴルフ 40,000円 バスケットボール 83,600円 サッカー 58,000円 ウォーキング 10,000円 会議費 1,000円 事務費 3,000円 事業費 136,000円 予備費 1,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 332,000円 各部活動費として(配分の内訳については以前にスポーツ審議会で決定) 野球 95,000円 ゲートボール 25,000円 バトミントン 25,000円 陸上 25,000円 ゴルフ 10,000円 バレーボール 20,000円 グラウンドゴルフ 25,000円 ソフトボール 25,000円 特別補助金 50,000円 照明補助(バレー) 32,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金のあり方 ・ 施設使用料減免の体制 ・ 特別補助金 年度毎の各部持ち回りでの備品等の整備費用 	<ul style="list-style-type: none"> 各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・ 17年度以降についてはスポーツ振興審議会で調整を行い、新規に定める
2. スポーツ少年団 (担当課)	西伯町スポーツ少年団	会見町スポーツ少年団		
事務局 (根拠法令)	教育委員会内	教育委員会内		両町の制度を継続する ・ 本部は統合する
部数・種目 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4部 野球 サッカー バレーボール テニス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4部 野球 バレーボール 剣道 空手 (冬季のみスキー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の統合 ・ 種目の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に以下の通りとする ・ 各部については原則校区単位の活動とする。ただし、校区にない種目については新町全体を対象とする

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
指導者数 (根拠法令)	・ 20 名 [内訳] 野球 6 名 サッカー 7 名 バレー 3 名 テニス 4 名	・ 14 名 [内訳] 野球 5 名 バレー 2 名 剣道 4 名 空手 3 名 (スキー スキークラブ員)	・ 指導者の人数、体制 ・ 指導方針の調整	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ ・ 各部については原則校区単位の活動とする。ただし、校区にない種目については新町全体を対象とする
町補助金 (根拠法令)	180,000 円 スポ少会計へ納入	630,000 円 スポ少会計に納入 (内訳) 本部費 347,000 円 各部補助 283,000 円		各町の体制をそれぞれ引き継ぐ ・ 平成 17 年度以降は統一したものを新規に作成する(スポーツ振興審議会)
年会費(本人負担) (根拠法令)	2,000 円 納入先 スポ少会計 入団当初に納入	3,500 円(スキー 1,000 円) 納入先 スポ少会計 入団当初に納入	・ 金額、納付について調整	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ ・ 平成 17 年度以降は統一したものを新規に作成する(スポーツ振興審議会)
部費(配分) (根拠法令)	315,350 円(スポ少会計より) ・ 均等割40,000円 + 残金人数 野球 86,092円 サッカー 94,629円 バレーボール 58,779円 テニス 75,850円	242,500 円(スポ少会計より) ・ 均等割 20,000 円 + 2500 円 × 部員 野球 82,500 円 バレーボール 57,500 円 剣道 0 円 空手 77,500 円 スキー 25,000 円 ・ 特別補助 120,000 円 (スキー部を除く部に順番)	・ 金額の調整 ・ 部費の算出方法	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ ・ 平成 17 年度以降は統一したものを新規に作成する(スポーツ振興審議会)
指導者謝金 (根拠法令)	・ 18,000 円 × 20 名 = 360,000 円 (町負担)	・ スキー(全体) 30,000 円 ・ その他 1 人当り 15,000 円 (スポ少会計から支出)	・ 謝金の支払方法が違う	各町の体制をそれぞれ引き継ぐ ・ 平成 17 年度以降は共通のものを新規に作成する(スポーツ振興審議会)
社会体育関係				

項目	現況		課題	調整方針										
	西伯町	会見町												
<p>1. スポーツ表彰</p> <p>(担当課) (根拠法令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会表彰 ・ 表彰項目及び対象 <p>被表彰者（個人・団体）は、本町体育振興にあたって功労顕著なもの（スポーツ功労賞）及び大会において優秀な成績を収めたもの（スポーツ優秀賞）で、下記の各項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本協会役員、事務局として長年にわたり功労のあったもの。 2. 体育指導者として長年にわたりスポーツ振興に顕著な功労のあったもの。 3. 該当競技種目の選手として、郡単位の大会において優勝したもの及び、県大会において入賞したものから選ぶ。 4. その他、特に必要と認めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町表彰 ・ 表彰項目及び対象 <p>高校生、高専生及び大学生は、把握できないので対象外とする。</p> <p>(スポーツ振興賞) 町内のスポーツの健全な普及発展に著しく貢献した者</p> <p>(スポーツ賞) 県大会より上位の大会で優秀な成績をおさめた者</p> <p>(スポーツ奨励賞) 県大会に出場し、優秀な成績をおさめた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体が違う。（西伯町は体育協会予算で実施） ・ 表彰項目、被表彰者の対象選定の統一 	<p>両町の制度を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞の選定などについては、各表彰の重複箇所を調整し、新規の規定を作成する 										
<p>2. 町スポーツ大会開催</p> <p>(担当課) (根拠法令)</p>	<p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会部費に町スポーツ大会開催費も含む <p>(内訳) バトミントン大会 ナイターリーグ</p>	<p>スポーツ大会運営費（町体協へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H14 予算 157,000 円 <p>(内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>グラウンドゴルフ大会</td> <td>30,400 円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール大会</td> <td>19,000 円</td> </tr> <tr> <td>野球大会</td> <td>57,000 円</td> </tr> <tr> <td>ソフトボール大会</td> <td>44,600 円</td> </tr> <tr> <td>親善ゴルフ大会（2回）</td> <td>6,000 円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者（大会によって異なる） 町民、町出身者、町内勤務者 ・ 大会運営 審判など競技については体協準備、段取りは教育委員会 	グラウンドゴルフ大会	30,400 円	ゲートボール大会	19,000 円	野球大会	57,000 円	ソフトボール大会	44,600 円	親善ゴルフ大会（2回）	6,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会種目の調整 ・ 大会運営方法の調整、改善 ・ 参加対象者の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16 年度中は各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・ H17 年度中は、合併に伴う一体感醸成のため、町事業として行う ・ H18 年度以降は、住民の自主的運営を前提に、住民参画的手法で運営方法等を検討し、実施する
グラウンドゴルフ大会	30,400 円													
ゲートボール大会	19,000 円													
野球大会	57,000 円													
ソフトボール大会	44,600 円													
親善ゴルフ大会（2回）	6,000 円													

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
3.生涯スポーツ普及促進事業 (担当課) (根拠法令)	ソフトビーチバレーボール大会 ・参加賞、上位商品 81,000 円 オープンテニス大会 ・テニスボール購入 21,000 円	ニュースポーツ教室 ・H14 予算 237,000 円 (内訳) 講師謝金 100,000 円 備品購入費 137,000 円 キンボール教室を開催 講師は町体育指導委員で行った (謝金なし)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツ普及促進体制の整備 実施方法の検討 	両町の事業を継続する <ul style="list-style-type: none"> 対象を全町民とする 事業の内容については新町で検討する。 17 年度以降は体育指導委員等と協議して調整する
	教育委員会 スポーツ振興法	教育委員会 スポーツ振興法		
4.プール開放事業 (担当課) (根拠法令)	夏期休業中に ・PTA がボランティアで実施 ・監視人数 8 名(教員 1 名含) ・対象 児童のみ ・その他 プール開放前に保護者を対象に救命救急講習を行う	夏期休業中の小学校プール開放 ・H14 予算 255,000 円 (内訳)監視員賃金 220,000 円 保険料 35,000 円 ・監視人数 監視員 2 名 PTA 2 名 ・対象 (会見小)会見小の児童のみ (会見第二小)二小の児童及び校区内住民 ・その他 プール開放前に監視員と保護者を対象に救命救急講習を行う	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法の統一、調整 	西伯町の例による <ul style="list-style-type: none"> 対象については現在のものをそれぞれ引き継ぐ 会見第二小については会見町の例による
		教育委員会		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
5. 全国大会等出場補助	<p>交付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の体育協会、スポーツ少年団並びに社会教育に加盟している団体で、順次地域予選を経て、自動的に鳥取県代表となった団体及び、地域予選を参考に主催者から代表として推薦を受けた団体等。 国及び県の主催する、全国的事業に町長が推薦した者。 その他、町長が特に必要と認めた事業に参加する者。 	<p>交付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生・高専生及び大学生は、本町内の団体に所属し、その団体の一員として参加した場合とする。 小中学生、一般については原則町内の団体に所属する場合 その他、町長が特に必要と認めた場合 順次地区大会を経て中国地区以上の大会に出場する場合 中国地区以上の大会に町長及び教育長が推薦して出場する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付基準の統一 対象となる個人、団体及び大会等の調整 	西伯町の例による
補助金交付額 (児童・生徒)	<p>児童、生徒の校外活動による場合 実費支給(一人当り経費の100%以内)</p>	<p>経費の限度額は、町一般職員の旅費規程額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会参加料(大会要綱に定める範囲内) 交通費(開催地の最寄駅等まで実費) 宿泊費(実費) 食糧費(日当として旅費規程額。ただし、宿泊費に含まれる場合は除く) 主催者及び他団体からの助成金は除く 補助金額は、経費の2分の1 	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の統一 	会見町の例による
補助金交付額 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> 一般の団体等(高校生も含む)の場合一人当り経費の50%以内 その他、町長が特に必要と認める額。大会等の参加料必要額及び、監督・コーチ等各1名の経費は交付額に加算する。ただし選手が監督・コーチ等を兼ねる場合は加算しない。 	<p>経費の限度額は、町一般職員の旅費規程額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会参加料(大会要綱に定める範囲内) 交通費(開催地の最寄駅等まで実費) 宿泊費(実費) 食糧費(日当として旅費規程額。ただし、宿泊費に含まれる場合は除く) 主催者及び他団体からの助成金は除く 補助金額は、経費の2分の1 	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の統一 	会見町の例による
(担当課)	教育委員会	教育委員会		
(根拠法令)	スポーツ振興法 西伯町民のスポーツ振興及び社会教育的交流事業派遣費補助金交付要綱	スポーツ振興法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	西伯町体育館 ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会 ・休業日 月曜日、年末年始 ・利用時間 9:00～20:00 ・使用料 9:00～17:00 1時間 310円 17:00～22:00 1時間 520円 ・面積 1,139㎡(バレーコート2面) ・収入 15,745円 ・維持管理費 1,015,000円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町体育館の設置及び管理に関する条例 西伯町体育館の管理に関する規則			
(担当課) (根拠法令)	おおくにコミュニティ運動施設 ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会 ・休業日 月曜、8/13～8/15、12/28～1/4 ・利用時間 9:00～22:00 ・使用料 9:00～17:00 310円/時間 17:00～22:00 520円/時間 * 町内企業勤労者、団体、町民が使用する場合は無料 * 公用、公益の特別な事由が認められる場合は無料 ・面積 126㎡(フットサルコート1面分) ・収入 17,140円 ・維持管理費 290,000円(人件費含)			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町おおくにコミュニティ運動施設の設置及び管理に関する条例			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	<p>おおくに農山村広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会管理 ・休業日 月曜、8/13～8/15、12/28～1/4 ・利用時間 9:00～22:00 ・使用料 0円 ・面積 6,014 m² ・維持管理費 0円 			<p>西伯町の例による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町立おおくに農山村広場の設置及び管理に関する条例			
(担当課) (根拠法令)	<p>総合グラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 法勝寺中学校(教育委員会) ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 規定なし ・面積 11,000 m² ・維持管理費 0円 *実質的には法勝寺中学校のグラウンドとして使用 			<p>西伯町の例による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町営総合グラウンド使用規則			
(担当課)	<p>天津運動公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 天津地区公民館(教育委員会) ・休業日 規定なし ・利用時間 10:00～22:00(ただし10:00までは必要に応じて開館) ・使用料 規定なし ・面積 4,995 m²(運動場、テニスコート、子ども広場) ・維持管理費 252,000円 			<p>西伯町の例による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	天津運動公園の設置及び管理に関する条例 天津運動公園の管理に関する規則			
(担当課)	東長田山村交流施設 ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 東長田地区公民館管理 ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円 ・面積 屋内運動施設(907㎡)、ステージ(89㎡) ・維持管理費 93,000円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(根拠法令)	教育委員会 西伯町東長田山村交流施設の設置及び管理に関する条例 西伯町東長田山村交流施設管理規則			
(担当課)	東長田山村広場 ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 東長田地区公民館 ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 規定なし ・面積 3,469㎡ ・維持管理費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(根拠法令)	教育委員会 西伯町東長田山村広場の設置及び管理に関する条例			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	西伯カントリーパーク ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 教育委員会(常勤職員 1名) 一部業者委託 ・休業日 月曜日 年末年始 冬季(12月~3月)閉鎖 ・利用時間 4月~9月 6:00~22:00 10月~11月 7:00~22:00 ・使用料 (別表2) ・占用料等 (別表3) ・面積 野球場(夜間照明有)、ゲートボール場 (2面)、多目的広場、テニスコート(4 面)、ラジコン広場(77,000㎡) ・収入 3,504,644円 ・維持管理費 10,814,000円(人件費含)			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合 併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町営西伯カントリーパークの設置及 び管理に関する条例 西伯町営西伯カントリーパークの管理に 関する規則			

(別表1) 会見町町民グラウンド使用料

体育施設使用料				
施設	単位	使用者の区分		
		町内者	町外者	混合
町民野球場	1時間につき	520円	1,050円	780円
町民運動場		無料	780円	520円
夜間照明施設		5,250円	10,500円	7,870円

野球場における減免措置団体等

団体等	野球場使用料	夜間照明施設使用料
町体育協会	無料	1,750円
町スポーツ少年団	無料	1,750円
ナイターリーグ	250円	2,625円
郡・西部・県主催事業	無料	無料

(別表2) 西伯カントリーパーク使用料

施設名	使用者区分		使用料	
			施設	照明
野球場	町内	一般・高校生	1,050円/時間	5,250円/時間
		小・中学生	無料	
	町外	一般・高校生	2,100円/時間	10,500円/時間
		小・中学生	1,050円/時間	
庭球場	町内	一般・高校生	1面 310円/時間	310円/時間
		小・中学生	1面 100円/時間	
	町外	一般・高校生	1面 520円/時間	630円/時間
		小・中学生	1面 310円/時間	
ゲートボール場	町内	無料		
	町外	1面 100円/時間		

* 30分以上は1時間、30分未満は30分として1時間の1/2の使用料とする。

(別表3) 西伯カントリーパーク占用料等

1. 他の者の施設設置及び管理

区 分	単 位	使用料
営業行為を行う場合	1日1平方メートルにつき	520円以下で町長が定める額
その他の場合	1日10平方メートルにつき	23円

2. 工作物等の施設設置

区 分	単 位	占用料	
電柱類	電柱類	1本につき1年	1,170円
	街灯等	1本につき1年	630円
	変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1,910円
水道管・下水道管・ガス管その他これらに類するもの	外径0.2m未満のもの	1メートルにつき1年	80円
	外径0.2m以上0.4m未満のもの	1メートルにつき1年	160円
	外径0.4m以上1m未満のもの	1メートルにつき1年	430円
	外径1m以上のもの	1メートルにつき1年	870円
公衆電話所等	1個につき1年	1,910円	
郵便差出箱	1個につき1年	750円	
道路・防火水槽等で地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	890円	
架空線・橋梁・さく道等上空に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,430円	
建築物	1平方メートルにつき1年	1,730円	
標識類	恒常的なもの	1基につき1年	1,520円
	臨時的なもの	1基につき1月	260円
競技会・展示会・博覧会等の仮設工作物	1平方メートルにつき1月	310円	
	1平方メートルにつき1日	30円	
工事用板囲・足場・詰所その他の工事用施設	1平方メートルにつき1月	310円	
工事用材料置場	1平方メートルにつき1月	220円	

3. 公園内行為

区 分	単 位	使用料
物品の販売・宣伝・募金その他これらに類するもの	1日につき	940円
業として行う写真の撮影	1台1日につき	940円
業として行う映画の撮影及び興行	1日につき	9,450円
競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催物（仮設工作物を設けて行うものを除く）	1日につき	9,450円

平成 15 年度西伯町体育協会収支予算書

収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
補助金	750,000	750,000	0	
繰越金	127,023	99,117	27,906	14 年度繰越金
負担金	20,000	35,000	15,000	スキー教室参加費
雑入	977	26,883	25,906	預金利息等
合 計	898,000	911,000	13,000	

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
会議費	1,000	1,000	0	
事務費	3,000	3,000	0	
需要費	1,000	1,000	0	
役務費	1,000	1,000	0	
報償費	1,000	1,000	0	
部会費	756,400	746,400	10,000	
野球	277,500	277,500	0	
バスケットボール	83,600	83,600	0	
ゲートボール	111,200	111,200	0	
バトミントン	83,600	83,600	0	
サッカー	58,000	58,000	0	
陸上	42,500	42,500	0	
ゴルフ	10,000	10,000	0	
バレーボール	40,000	40,000	0	
グラウンドゴルフ	40,000	40,000	0	
ウォーキング	10,000	0	10,000	
事業費	136,000	115,000	21,000	
郡体	20,000	20,000	0	
郡駅伝	25,000	25,000	0	
スポ・レク祭	1,000	10,000	9,000	
正月マラソン	40,000	10,000	30,000	
スキー教室	50,000	50,000	0	
予備費	1,600	45,600	44,000	
合計	898,000	911,000	13,000	

平成 15 年度 会見町体育協会収支予算書

1. 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
町補助金	316,000	332,000	16,000	
活動補助金	300,000	300,000	0	
照明補助金	16,000	32,000	16,000	
寄付金	0	0	0	
大会委託金	157,000	157,000	0	
繰越金	4,073	4,071	2	
雑収入	2	429	427	預金利息
合 計	477,075	493,500	16,425	

2. 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
会議費	0	0	0	
部費	250,000	250,000	0	
野球	95,000	95,000	0	
バレーボール	20,000	20,000	0	
ソフトボール	25,000	25,000	0	
陸上競技	25,000	25,000	0	
バドミントン	25,000	25,000	0	
ゲートボール	25,000	25,000	0	
グラウンドゴルフ	25,000	25,000	0	
ゴルフ	10,000	10,000	0	
大会運営費	157,000	157,000	0	
グラウンドゴルフ	30,000	30,000	0	
ゲートボール	24,000	24,000	0	
ソフトボール	40,000	40,000	0	
野球	57,000	57,000	0	
ゴルフ	6,000	6,000	0	
特別補助金	50,000	50,000	0	バドミントン部
照明補助金	16,000	32,000	16,000	バレーボール部
郡体費	3,500	4,000	500	
事務局費	575	500	75	
予備費	0	0	0	
合 計	477,075	493,500	16,425	

収入合計 477,075 - 支出合計 477,075 = 差し引き 0

西伯町スポーツ少年団 平成 15 年度収支予算書

収入の部

項目	金額	備考
町補助金	180,000	
社会福祉協議会補助金	50,000	
入団金	182,000	2,000 円 × 91 名
繰越金	25,112	前年度繰越金
雑費	5,038	広告料、利息等
合計	442,150	

支出の部

項目	金額	備考
傷害保険料	61,500	500 円 × 91 人 = 45,500 (団員) 1,000 円 × 16 人 = 16,000 (指導者)
登録料	55,300	700 円 × 2 名 = 1,400 (役職員) 500 円 × 91 名 = 45,500 (団員) 1,400 円 × 6 名 = 8,400 (指導者)
会議費	10,000	
各部補助金	315,350	均等割 40,000 円 + 残金人数割
野球部	86,092	27 人
サッカー部	94,629	32 人
バレーボール部	58,779	11 人
テニス部	75,850	21 人
合計		

平成 15 年度 会見町スポーツ少年団一般会計予算書

1. 収入の部

項 目	今年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
入団費	230,500	258,500	28,000	3,500 円 × 83 人 = 220,500 円 1,000 円 × 10 人 = 10,000 円
町補助金	630,000	630,000	0	
繰越金	53,610	8,837	44,773	
雑入	5,890	10,633	4,773	運動適正テスト補助金、預金利息
合 計	920,000	908,000	12,000	

2. 支出の部

項 目	今年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
負担金	121,000	106,000	15,000	剣道部 35,000 円 野球部 36,000 円 バレー部 6,000 円 空手部 40,000 円 ドッジボール 2,000 円
登録料	48,300	56,500	8,200	団員 500 円 × 63 人 = 31,500 円 指導者 1,400 円 × 11 人 = 15,400 円 事務局 700 円 × 2 人 = 1,400 円
保険料	46,500	42,750	3,750	団員 500 円 × 73 人 = 36,500 円 指導者 1,000 円 × 10 人 = 10,000 円
部費	242,500	277,500	35,000	剣道部 0 円 野球部 20,000 円 + 2,500 円 × 25 人 = 82,500 円 バレー部 20,000 円 + 2,500 円 × 15 人 = 57,500 円 空手部 20,000 円 + 2,500 円 × 23 人 = 77,500 円 スキー部 20,000 円 + 500 円 × 10 人 = 25,000 円
指導者謝金	230,000	240,000	10,000	20,000 円 × 10 人 = 200,000 円 10,000 円 × 3 人 = 30,000 円
特別補助金	120,000	120,000	0	バレーボール部
事業費	40,000	40,000	0	運動適正テスト合格章、指導者研修等
事務局費	1,000	1,000	0	郵便料等
予備費	70,700	24,250	46,450	
合 計	920,000	908,000	12,000	

収 入 920,000 円
支 出 920,000 円

2町の施策の調整方針について (総務企画部会 手数料の取り扱いについて)

両町の手数料徴収条例に規定されたもの

手数料の種類	西伯町	会見町	課題	調整方針
戸籍謄・抄本	450円 / 通	450円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
戸籍の記載事項証明	350円 / 件	350円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
除籍謄・抄本	750円 / 通	750円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
除籍記載事項証明	450円 / 件	450円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
婚姻等届出事項の証明	350円 / 通	350円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
同上上質紙による場合	1,400円 / 通	1,400円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
戸籍の書類閲覧	350円 / 件	350円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
住民票・戸籍附票の写しの交付	300円 / 通	300円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
住民票・戸籍附票の記載事項証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
住民基本台帳の閲覧	200円 / 世帯	200円 / 世帯	同一の取り扱い	両町の例による。
住民基本台帳カードの交付	500円 / 件	500円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
本籍・住所・居所の証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
営業・職業に関する証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
身分に関する証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
犬の登録手数料	3,000円 / 頭	3,000円 / 頭	同一の取り扱い	両町の例による。
狂犬病予防法注射済票交付	550円 / 件	550円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
犬の鑑札の再交付	1,600円 / 件	1,600円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
狂犬病予防法注射済票再交付	340円 / 件	340円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。

2町の施策の調整方針について (総務企画部会 手数料の取り扱いについて)

両町の手数料徴収条例に規定されたもの

手数料の種類	西伯町	会見町	課題	調整方針
米穀小売業登録申請:販売所数1	9,000円	9,000円	同一の取り扱い	両町の例による。
米穀小売業登録申請:販売所数2以上	9,000円 + 5,000円 × (販売所数 - 1)	9,000円 + 5,000円 × (販売所数 - 1)	同一の取り扱い	両町の例による。
米穀小売業変更登録申請	5,000円 / 所	5,000円 / 所	同一の取り扱い	両町の例による。
鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付	3,400円 / 件	3,400円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
臨時運行許可	750円 / 両	750円 / 両	同一の取り扱い	両町の例による。
住宅用家屋証明申請	1,300円 / 件	1,300円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
埋(火)葬許可証発行証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
外国人登録に関する証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
印鑑登録証明	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
印鑑登録証再交付	400円 / 通	400円 / 通	同一の取り扱い	両町の例による。
公租公課に関する証明	300円 / 件	300円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上2人以上の列記証明	50円 / (件数 - 1)	50円 / (件数 - 1)	同一の取り扱い	両町の例による。
不動産・動産の証明	300円 / 件	300円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上2事項以上の列記証明	50円 / (件数 - 1)	50円 / (件数 - 1)	同一の取り扱い	両町の例による。
公簿等の写しの交付	300円 / 枚	300円 / 枚	同一の取り扱い	両町の例による。
公簿等の閲覧	200円 / 件	200円 / 件	同一の取り扱い	両町の例による。

2町の施策の調整方針について (総務企画部会 手数料の取り扱いについて)

両町の手数料徴収条例に規定されたもの

手数料の種類	西伯町	会見町	課題	調整方針
優良宅地造成認定申請	86,000円/件	86,000円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
優良住宅新築認定申請:100㎡以下	6,200円/件	6,200円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:100㎡超500㎡以下	8,600円/件	8,600円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:500㎡超2,000㎡以下	13,000円/件	13,000円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:2,000㎡超10,000㎡以下	35,000円/件	35,000円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:10,000㎡超	43,000円/件	43,000円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
良質住宅新築認定申請:100㎡以下	-	6,200円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
同上:100㎡超500㎡以下	-	8,600円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
同上:500㎡超2,000㎡以下	-	13,000円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
同上:2,000㎡超10,000㎡以下	-	35,000円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
同上:10,000㎡超	-	43,000円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
土地情報データ交付:1筆図形・筆境界点	500円/件	500円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:三角点網・多角点網図	500円/件	500円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
同上:平板図形又は地積測量図	-	1,000円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
同上:集成図	-	1,500円/件	西伯町には規定なし	会見町の例による。
その他町長が徴収を適当と認める事務	300円/件	300円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
屋外広告物設置	別表	-	会見町には規定なし	西伯町の例による。

県からの権限委譲事項の取り扱いについて （総務企画部会 法令分科会）

は委譲済み、空欄は未委譲

番号	移譲内容	法令等名称	西伯町	会見町	調整方針
1	更正医療の給付の要否決定等	戦傷病者特別援護法			両町の例による。
2	商店街振興組合等の設立認可、役員変更の届出の受理、定款変更の認可等	商店街振興組合法			両町の例による。
3	保安林の緊急伐採等に係る届出の受理	森林法			両町の例による。
4	路外駐車場の設置に係る事項の届出の受理等	駐車場法			両町の例による。
5	風致地区内における建築物の新築等の許可等	風致地区内における建築等の規制に関する条例			両町の例による。
6	専用水道及び簡易専用水道に係る事務	水道法			両町の例による。
7	鳥獣の捕獲、飼養等の許可	鳥獣保護及狩猟二関スル法律			両町の例による。
8	鳥獣の捕獲等（被害を及ぼすクマの捕獲を事務目的とするもの）				両町の例による。
9	都市計画施設等の区域内の建築の許可等	都市計画法			両町の例による。
10	市街化区域における開発行為の許可				両町の例による。
11	市街化調整区域内における開発行為の許可				両町の例による。
12	土地区画整理事業施行地区内の建築行為の許可等	土地区画整理法			両町の例による。
13	換地計画の認可				両町の例による。
14	個人施行の土地区画整理事業の施行の認可等				両町の例による。
15	土地区画整理組合の設立認可等				両町の例による。
16	個人施行及び土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る換地計画の認可等				両町の例による。
17	広告物等の除去	屋外広告物法			両町の例による。
18	広告物の表示の許可等	鳥取県屋外広告物条例			両町の例による。
19	禁止区域内における広告物の表示の許可等				両町の例による。
20	優良住宅の認定	租税特別措置法			両町の例による。
21	優良宅地の認定				両町の例による。
22	騒音関係特定施設の設置の届出の受理等	鳥取県公害防止条例			両町の例による。
23	死亡獣畜の解体、埋葬等の許可	化製場等に関する法律			両町の例による。
24	指定区域内における動物の飼養等の許可				両町の例による。
25	犬の登録、鑑札の交付、注射票の交付	狂犬病予防法			両町の例による。
26	墓地等の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律			両町の例による。
27	商工会の設立、定款変更の認可等	商工会法			両町の例による。
28	小売業に関する事務	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律			両町の例による。

県からの権限委譲事項の取り扱いについて（総務企画部会 法令分科会）

は委譲済み、空欄は未委譲

番号	移譲内容	法令等名称	西伯町	会見町	調整方針
29	火薬類の譲渡又は譲受の許可等	火薬類取締法			両町の例による。
30	供給設備に係る基準適合命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律			両町の例による。
31	法定外公共用財産に係る境界確定、用途廃止、財務大臣への引継	国有財産法			両町の例による。
32	指定居宅サービス事業者の指定等	介護保険法	-	-	(広域連合に委譲)
33	居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可	農地法			両町の例による。
34	農地を農地以外のものにする行為の許可等				西伯町の例による。
35	換地計画の認可等	土地改良法			両町の例による。
36	土地改良区が実施する換地処分の届出の受理				両町の例による。
37	農協又は農用地の所有者等が行う土地改良事業の認可等				両町の例による。
38	特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定等 (平成15年4月1日より市の自治事務)	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律			両町の例による。
39	新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示	地方自治法			西伯町の例による。
40	町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示				西伯町の例による。
41	工場等への立入検査等	計量法			両町の例による。
42	特定工場の新設等の届出の受理等	工場立地法			両町の例による。
43	流通業務市街地内での建築等の許可等	流通業務市街地の整備に関する法			両町の例による。
44	児童手当の受給資格及び額の認定 (市町村立学校職員に限る。)	児童手当法			両町の例による。
45	被爆者健康手帳の交付申請の受理及び知事への送付等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			両町の例による。
46	土地に関する権利の移転又は設置後における利用目的等の届出	国土利用計画法			西伯町の例による。

